

●パブリックコメント集計結果一覧表

対象事案の名称:小美玉市長等の政治倫理に関する条例(案)

1. 意見提出者数 1人

提出方法	人数
郵送	0
ファクシミリ	0
電子メール	0
電子申請	1
直接持参	0
合計	1

2. 提出された意見の内容及び市の考え方

NO	意見の対象箇所	意見の内容	意見数	市の考え方(回答)
1	第6条第3項	「政治倫理審査会」は「委員は、社会的信望があり、市長等の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民のうちから必要な都度、議会の承認を得て市長が委嘱する。」とありますが、この条例の魂はまさにこの審査会委員の選定いかんによるものと考えます。これ以上の条文化は一般的にも行われていないということだろうと思いますし、きりがいい話だとは思いますが、どういった理由で選定したか明示公開すべきこと、委員会の公平性に疑義がある場合の再選定についても、明文化しておいてはどうでしょうか？不名誉なことで小美玉市が有名になってしまわないことを心から祈っております。	1	政治倫理審査会につきましては、市長及び副市長、教育長のいわゆる特別職の政治倫理規準違反に関する調査審議を行う機関として、とりわけその独立性を担保する必要があることから、委員には地方行政に関して高い識見を有する者及び選挙権を有する市民に委嘱することとしております。 なお、委員の委嘱には議会の承認を得なければならないとしていることから、委員の選出に関する公正・公平性は確保できるものと判断し、現行のとおりといたします。
		合計	1	